

子育て・教育

子育てサポートカレンダー

就学までの成長にあわせたサポートカレンダーです。忘れないようにチェックしましょう。

	妊娠がわかったら	赤ちゃんが生まれたら	2か月	3か月
届出 など	P.100 母子健康手帳 ●受診券	P.64 出生届		
手当・助成 など	P.100 妊婦一般健康診査 妊婦歯科健康診査 P.102 各種手当・制度	P.76 出産育児一時金 P.103 乳幼児等医療費助成制度 P.102 児童手当 P.101 産後ケア事業	P.102 未熟児養育医療給付	
保健・相談 教室など	P.101 くれ妊娠ほっとライン P.100 教室・訪問 ●プレママスクール・ サンデーマタニティスクール ●家庭訪問	P.100 乳幼児健康診査 P.100 産婦健康診査 P.100 乳児訪問 こんにちは赤ちゃん訪問		
定期 予防接種			B型肝炎 ヒブ ※生後2～60月(5歳)に 至るまで 小児用肺炎球菌 ※生後2～60月(5歳)に 至るまで 四種混合 ※生後3～90月に 至るまで	

子育て・教育

4か月

1歳

3歳

就学

原則6ヵ月以上

P.106 保育所

P.108 小学校への入学

P.47 ちょっと子どもを預かってほしい

●ファミリー・サポート・センター

HELP!



P.112 就学援助制度

C

D

E

F

G

P.101 離乳食教室

P.101 食育教室

P.100・101 育児教室・育児相談

- A 新生児聴覚検査
- B 1か月児健康診査
- C 3～4か月児健康診査
- D 乳児後期健康診査
- E 1歳6か月児健康診査
- F 3歳児健康診査
- G 5歳児発達相談

BCG

※1歳に至るまで

麻しん風しん(1期)

※生後12～24月(2歳)に至るまで

麻しん風しん(2期)

※小学校入学前の1年間(年長児)

水痘

※生後12～36月に至るまで

日本脳炎

※2期接種の時期に注意



こどもの救急
電話相談

P17

P.104 ひとり親家庭

HELP!

- 児童扶養手当
- ひとり親家庭等医療費の助成制度



子育て・教育

子育て支援施設・
保育サービスについて

P46

P106

母子保健

問 それぞれの課へお問い合わせください

- ・西保健センター ☎25-3542
- ・東保健センター ☎71-9176

▶ 母子健康手帳

妊娠の初期からお子さんが小学校に入学するまでの間の、母子の継続した健康記録になります。

健診や健康相談を受けるとき、予防接種を受けるときには必ず持参してください。医療を受けるときに持っていくと診療の参考になります。

交付時に必要なもの

病院でもらった妊娠届出書(保健センターや保健出張所にもあります)とマイナンバーカードを持参してください。

▶ 妊婦健康診査・妊婦歯科健康診査・産婦健康診査

母子健康手帳を交付する際に健診費用の助成のための受診券をお渡しします。受診券で指定された検査項目のみ公費負担で受診できます。県内の委託医療機関などで使用できます。

※妊婦歯科健診は、市内の委託医療機関のみ。

▶ プレママスクール(要予約)

妊婦を対象にした、赤ちゃんとママの食事と口の健康・お産と育児の講座です。

▶ サンデーマタニティスクール(要予約)

休日にパートナーと一緒に参加できます。助産師による講話(母乳の話、パパの役割、赤ちゃんのお風呂の入れ方など)です。

▶ 家庭訪問

- ◎母子健康手帳にある出生連絡票ハガキを出してください。保健師が家庭訪問し、赤ちゃんやお母さんの相談、育児などの情報提供を行います。
- ◎地域の中の主任児童委員・民生委員児童委員がお母さんの相談や支援を行います。(こんにちは赤ちゃん訪問)

▶ 乳幼児健康診査等

■ 新生児聴覚検査(個別検査)

広島県内の委託医療機関で受けることができます。

■ 1か月児健診(個別健診)

広島県内の医療機関で受けることができます(一部の医療機関を除く)。

■ 3~4か月児健診・乳児後期健診(個別健診)

市内の協力医療機関で受けることができます。

■ 1歳6か月児、3歳児健診(集団健診)

保健センターなどから健診日程を通知します。都合が悪い場合は日程変更ができます。ご連絡ください。

■ 5歳児発達相談

対象時期にアンケートが届きます。希望者は、発達相談を受けることができます。

▶ 県外で受診した妊婦・新生児聴覚・1か月児・3~4か月児及び産婦健診への助成(償還払い)

妊婦・妊婦歯科・新生児聴覚検査・1か月児・3~4か月児及び産婦健康診査を県外などの医療機関で受診した場合は、申請により助成対象と認められたものについて、自費で支払った費用(保険適用外)の全額または一部を助成します。

申請期限 最終の健康診査を受けた日から1年以内



▶ 育児教室

育児や子どもの事故予防などについて、教室を実施しています。

▶ 育児相談

各地区で、保健師や栄養士らによる相談、交流会などを実施しています。

▶ 離乳食教室(要予約)

乳児の保護者を対象に、離乳食の進め方や試食を行います。予約は東・西保健センターへ。

▶ 食育教室

幼稚園・保育所(園)児とその保護者や指導者を対象とし、朝ごはんをはじめ、望ましい食生活のエプロンシアターや講話を行っています。

▶ 子育て世代包括支援センターえがお

問 子育て世代包括支援センターえがお ☎25-3597

妊娠中から出産、子育て期を安心して過ごすための総合相談窓口です。妊産婦さんやご家族の相談を受け、必要なサービスにつなぎ、みんなで応援します。

▶ くれ妊娠ほっとライン

問 子育て世代包括支援センターえがお ☎25-3011

妊娠出産の悩みや、思いがけない妊娠や産むことに悩んでいるとき相談できます。

▶ 産後ケア事業

問 子育て世代包括支援センターえがお ☎25-3597

育児に不安があったり、産後の支援を受けることができない場合に、宿泊・日帰り・訪問により、心身のケアと育児相談を受けることができます。

▶ 不妊治療費の助成

呉市では、人工授精の治療に要する費用の一部を助成しています。

対象となる人

申請時に夫または妻のいずれか一方が呉市に住民登録がある方
※人工授精は、市内に在住期間中に行った治療

申請期間

助成を開始した日から継続2年間で1年ごと申請

申請受付・問い合わせ先

地域保健課(すこやかセンターくれ5階) ☎25-3540

▶ 不育症治療費の助成

呉市では、不育症の検査及び治療の医療保険適用外に要する費用の一部を助成しています。

対象となる人

法律上の婚姻をしているご夫婦で、申請時に夫または妻のいずれか一方が呉市に住民登録がある方

申請期間

不育症治療が終了した日から3か月以内

申請受付・問い合わせ先

地域保健課(すこやかセンターくれ5階) ☎25-3540



子どもの医療

問 地域保健課 ☎25-3540

▶ 未熟児養育医療

未熟児で、指定医療機関の医師が入院養育を必要と認めた場合の医療給付制度です(世帯の課税状況により負担金が必要)。

▶ 予防接種(予防接種法に基づくもの)

問 地域保健課 ☎25-3525

※ワクチン名【対象疾病】

- ◎ヒブ【ヒブ感染症】
 - ◎小児用肺炎球菌【肺炎球菌感染症】
 - ◎四種混合【ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ】
 - ◎三種混合【ジフテリア・百日せき・破傷風】
 - ◎二種混合【ジフテリア・破傷風】
 - ◎不活化ポリオ【ポリオ】
 - ◎BCG【結核】
 - ◎麻しん風しん混合【麻しん(はしか)・風しん】
 - ◎水痘【水痘(水ぼうそう)】
 - ◎日本脳炎【日本脳炎】
 - ◎B型肝炎【B型肝炎】
 - ◎ヒトパピローマウイルス予防【ヒトパピローマウイルス感染症】
 - ◎ロタウイルス【ロタウイルス感染症】
- 各予防接種は、市内の協力医療機関で実施します。ワクチンごとに定められた対象年齢の人は無料です。
- ※定期予防接種(上記)をやむを得ない理由(入院・入所・里帰り出産など)により県外の医療機関で有料接種された人へ接種料金を助成します。また、県内の広域協力医療機関であれば、「広域予防接種券」の交付により、無料で接種が受けられます。どちらの場合も必ず接種前に申請してください。電話受付可。

▶ 自立支援医療(育成医療)

問 障害福祉課 ☎25-3135

身体に障害のある18歳未満の人で、指定医療機関の医師が治療効果があると認めた場合の医療給付制度です(自己負担は原則として医療費の1割)。

子育て支援

問 子育て支援課 ☎25-3173

▶ 児童手当

15歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している人に支給されます。

支給期間

申請された翌月分からの支給になります。ただし、支給開始月の特例として、誕生日・転入日の翌日から月を

またいで15日以内の申請は、申請同月分から支給されます。

所得制限

所得制限があります。詳しくは子育て支援課へ。

扶養親族の数	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額(万円)	収入額(万円)	所得額(万円)	収入額(万円)
0人	622	833.3	858	1071
1人	660	875.6	896	1124
2人	698	917.8	934	1162
3人	736	960	972	1200
4人	774	1002	1010	1238

支給金額(月額)・支払時期

3歳未満	一律15,000円
3歳以上～小学校修了前	第1子、第2子 10,000円 第3子以降 15,000円
中学生	一律10,000円
特例給付 (所得制限限度額以上、 所得上限限度額未満の方)	5,000円

※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

※所得上限限度額以上の方は非該当となります。

原則として、毎年2月、6月、10月の10日(休日の場合は前営業日)に、それぞれの前月分までが支給されます。

申請に必要なもの

児童手当・特例給付認定請求書、請求者名義の預金口座を確認できるもの、マイナンバーカードまたはマイナンバーが確認できる書類(マイナンバーの通知カードなど)および本人確認書類(運転免許証など)、印鑑など(被用者年金に加入している共済組合員の方)請求者の健康保険被保険者証の写し

提出先 子育て支援課、各市民センター、市民窓口課

※生計・養育状態により、その他の添付書類を提出していただく場合があります。

※独立行政法人を除く公務員の人は、勤務先で手続きをしてください。

現況届

現況届は原則不要となりました。

提出が必要な方には呉市からご案内します。

提出先 子育て支援課、各市民センター、市民窓口課

提出期限 6月末日

※提出が遅れると、手当が受けられなくなることがありますので必ず提出してください。

変更の届出

◎児童の出生(児童手当受給中の場合)
額改定認定請求書を子育て支援課、各市民センターまたは市民窓口課に提出してください。

申請された翌月分から増額になります。ただし、出生日の翌日から月をまたいで15日以内の申請は、申請同月分からの増額になります。

◎そのほか、支給対象児童の増減や支払金融機関の変更、受給者の死亡などの場合は、子育て支援課、各市民センターまたは市民窓口課に届出をしてください。

※手続きが遅れると、手当が受けられなくなったり、支給していた手当を返還していただくことがありますので、早めに手続きを行ってください。

オンライン申請

児童手当の各種届出がオンラインでできるようになりました。



乳幼児等医療費助成制度

国民健康保険や各種社会保険に加入されている人の被扶養者で、中学校3年生までの子どもの医療費の自己負担分の一部を助成します。

区分	通院	入院
0歳児～小学校6年生	○	○
中学校1年生～3年生	×	○

所得制限限度額

扶養親族数	所得制限限度額
0人	532万円
1人	570万円
2人	608万円
3人	646万円
4人	684万円
5人	722万円

※扶養親族数については、16歳未満の年少扶養親族の人数も含まれます。詳しくは子育て支援課へ。

自己負担金額

1医療機関につき 1日500円

同一の医療機関で受診した場合、通院は月4日まで、入院は月14日まで、一日につき500円まで自己負担が必要です(通院は月5日以降、入院は月15日以降の自己負担はありません)。

※ただし、保険薬局(院外処方)での自己負担はありません。

申請に必要なもの

- ①乳幼児等医療費受給資格認定申請書
- ②健康保険証(子どもの保険証が必要です。ただし、子どもが出生した際の申請で、申請時に子どもの保険証の添付が間に合わない場合は、加入予定の保護者の保険証で申請できます。)
- ③マイナンバーカードまたはマイナンバーが確認できる書類(マイナンバーの通知カードなど)および本人確認書類(運転免許証など)
- ④個人番号利用に関する同意書(保護者が転入か呉市外在住の場合のみ。)

提出先

子育て支援課、各市民センター、市民窓口課
 ※申請日から有効です。ただし、申請日が誕生日・転入日・健康保険加入日の翌日から数えて14日以内の場合は、誕生日・転入日・健康保険加入日から有効となります。
 ※中学生については、入院の決定または、入院した場合に申請してください。

更新

毎年更新します。小学校卒業前の子どもについては、誕生月に受給者証、更新申請書、却下通知書のいずれかを送付します。

※申請書が送付された場合は、資格終了前に更新申請をしてください(個人番号利用に関する同意書などが必要な場合があります)。



子育て・教育

変更などの届出

- ◎転入、氏名・健康保険・保護者の変更などの場合、届出が必要になります。
- ◎記載事項に変更があった場合、届出が必要になります。
- ◎市外への転出の場合、呉市での受給資格が喪失します。(手続きは不要です)
※転出先で、新たに申請をする必要があります。
- ◎県外の医療機関で受診されたなどの場合には、領収書など(受診者の氏名・保険点数・領収金額の分かるもの)を添付し、乳幼児等医療費支給申請書(償還払)を提出してください。後日、保護者名義の指定の口座へ振り込みます。

オンライン申請

乳幼児等医療費助成の各種届出がオンラインでできるようになりました。
詳しくは「くれ子育てねっと」で確認してください。



▶ 児童扶養手当

18歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している父子・母子家庭などに支給されます(所得制限あり)。所得に応じて支給額は変動します。

▶ ひとり親家庭等医療費助成制度

国民健康保険、各種社会保険に加入していて、18歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している父子・母子家庭など(世帯全員の前年所得税が非課税・平成22年度税制改正前の所得税法で算定)の医療費の自己負担分を助成します(一部負担あり)。

▶ 子育て家庭支援事業

問 子育て支援課 ☎25-3599

ショートステイ(短期入所生活援助事業)

保護者が病気などで児童の養育が一時的に困難となったときや母子が緊急一時的に保護を必要とするとき、児童養護施設などで一定期間(原則として7日以内)お世話します。

トワイライトステイ(夜間養護等事業)

保護者が仕事などで恒常的に帰宅が夜間(18:00以降)になるときや休日に不在のとき、児童養護施設などで児童を預かる制度です。

実施施設

- ◎救世軍愛光園(狩留賀町 ☎27-5361)
- ◎仁風園(仁方西神町 ☎79-5553)
- ◎救世軍豊浜学寮(豊浜町豊島 ☎68-2029)
- ◎嶺南荘(東畑2 ☎21-3197)

※負担金がかかります。施設の入所状況により利用できない場合があります。詳しくは子育て支援課へ。

▶ くれ子育てねっと

子育て支援サービスや子育てニュース、オンライン申請など子育て情報に特化した呉市の子育てサイトです。
<https://kure-kosodate.com/>

▶ くれっこアプリ(子育て支援アプリ)

子どもの年齢、お住まいの地域に応じて健診や予防接種の日程など欲しい情報が届くアプリです。



▶ くれっこガーデン

「くれっこガーデン」は、呉市の子育てに関する情報や口コミがいっぱい!パパママ目線の「知りたい・おもしろそう・やってみたい・行ってみたい・悩んでいる」ことなど、みんなでシェアしてみませんか?

<https://kure-kosodate.com/kkgarden>

- ①メールで投稿
- ②Instagramで「#くれっこガーデン」をつけて投稿
- ③YouTubeで「#くれっこガーデン」をつけて投稿
管理人が承認後、掲載されます。

▶ 子育て手続きナビ

出生や離婚などライフイベントに応じて必要な手続きがウェブで分かるガイドです。



▶ 病児・病後児保育

問 子育て施設課 ☎25-3174

次の全ての事項に該当する児童を一時的にお預かりします。※事前の予約が必要です。

- ①呉市内または相互利用の協定を結んでいる市町に住所があり、居住している小学校6年生までの児童。
- ②病気または回復期にあり、医療機関での入院は必要ないが、安静の確保に配慮する必要がある児童。
- ③保護者の勤務の都合や、傷病、事故、出産、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事情により、家庭での保育が困難な児童。

開設時間 月～土曜日 8:00～18:00

利用料 2,000円(食事代別) ※減免制度あり

実施施設

ほっぺ病児保育園(広大新開1 内科離宮1F
☎74-5250)定員7人

▶ 放課後児童会

問 子育て支援課 ☎25-3254

次のすべての要件に該当する児童が対象です。

- ①呉市内の小学校在籍する小学校1～6年生。
- ②保護者が、就労などの理由により放課後に家庭にいない。
- ③上記②の状態が月間15日以上あり、3カ月以上継続する。(夏休みなどの長期休業日のみの利用は可)



開所日時

4月1日～翌年3月31日(日、祝日、お盆の3日間、12月29日～翌1月4日は閉会)
 学期中 14:00～18:30
 休校日 8:00～18:00(18:30まで延長可)

費用(登録制)

- ①分担金(月額)月～土曜日 5,000円
 月～金曜日 3,500円
 ※生活保護や就学援助費の受給者は減額となります。(届出が必要です)。
 ②傷害保険料 年額 800円
 ③別途、おやつ代など(月1,500円程度)が必要です。

申請

申込みは、「くれ子育てねっと」からのオンライン申請になります。

用意していただく書類(保護者が昼間児童を見ることができない状況を証明するもの)

- ・事業所などに勤務している場合:就労証明書
- ・自営業・農業等の場合:民生委員の証明書

※必要に応じて、その他の書類を提出していただく場合があります。

※各証明書様式は、「くれ子育てねっと」からダウンロードすることができます。

放課後児童会一覧 開設場所はお
 おむね各小学校内



児童会名	住所	電話番号
阿賀いずみ児童会	阿賀南2-1-1	74-2247
吉浦ふたば児童会	吉浦中町2-6-5	31-3517
両城児童会	三条2-15-12	22-2170
宮原児童会	宮原4-8-1	23-8251
天応わかば児童会	天応大浜2-1-64	38-8145
広みさか児童会	広中迫町4-1	74-2257
長迫児童会	長迫町12-5	23-8156
白岳すみれ児童会	広駅前1-6-1	73-5549
横路バンビ児童会	広横路4-1-9	74-2249
仁方あいじ児童会 (仁方まちづくりセンター内)	仁方本町1-6-11	79-1464
昭和西なかよし児童会	焼山宮ヶ迫1-3-1	33-9023
昭和中央ひかり児童会	焼山中央4-1-1	33-8377
昭和南ひまわり児童会	焼山此原町14-1	33-9369
昭新北児童会	焼山本庄1-6-1	33-8422
広児童会	広杭本町3-1	74-2254
本通児童会	寺本町1-10	25-1054
港町児童会	海岸3-5-30	21-4062
原児童会	阿賀北4-3-16	71-0145
和庄児童会	八幡町10-7	23-0562

児童会名	住所	電話番号
坪内児童会	宮原12-13-1	24-4551
呉中央児童会	西中央4-10-52	24-3025
広南かもめ児童会	広長浜4-1-26	71-7101
荘山田児童会	東中央3-1-23	21-3701
郷原児童会	郷原町1584-1	77-1061
警固屋児童会	警固屋7-5-1	28-2012
明立児童会	伏原2-6-38	22-5112
川尻児童会	川尻町久俊1-5-24	87-0516
波多見児童会	音戸町波多見9-11-1	51-2760
安登つくし児童会	安浦町安登西5-7-19	84-4223
安浦さつき児童会	安浦町内海北1-2-5	84-5271
蒲刈児童会	蒲刈町向771	68-0838
音戸児童会	音戸町南隠渡1-12-6	51-3201
明德児童会	倉橋町7490	56-0345
倉橋スマイル児童会	倉橋町383-2	53-1230
豊オレンジ児童会	豊町久比新開乙 2411-1	66-2355

相談窓口

■児童療育相談(要予約)

子どもの発達に関する相談を医師、公認心理士らがお受けします。

日時 毎週金曜日および毎月第4火曜日(医師による相談)

場所 広市民センター4階(児童療育・相談センター内)

申込 児童発達支援センター呉本庄つくし園
 ☎73-4074

問 障害福祉課 ☎25-3523

※事前に発達相談をお受けします。

■家庭児童相談

子ども・子育て・虐待に関する相談をお受けします。

日時 月～金曜日 8:30～17:15
 上記以外の日時は電話相談のみ
 (児童家庭支援センター明日葉へ転送)

場所・問 子育て支援課(すこやかセンターくれ)
 ☎25-3599

■女性相談

家庭内・離婚・配偶者暴力(DV)に関する相談をお受けします。

日時 月～金曜日 8:30～17:15

場所・問 子育て支援課(すこやかセンターくれ)
 ☎25-3599



子育て・教育

子育て施設

問 子育て施設課 ☎25-3144 FAX24-6708

▶ 保育所・認定こども園など

入所申込は、「くれ子育てねっと」からのオンライン申請になります。

なお、入所の基準などについては、子育て施設課または各施設に問い合わせてください。

※下記一覧表は、令和4年4月1日現在の状況です。



■ 公立保育所

施設名称	所在地	電話番号
中央乳児保育所	西中央4-8-2-101	21-2561
山の手保育所	山手2-11-1-101	21-4883
中新開保育所	広中新開1-2-20	71-7916
三坂地保育所	広塩焼1-2-19	71-0030
皆実保育所	仁方皆実町1-14-101	79-0641
下蒲刈保育所	下蒲刈町下島1713-1	65-3351
倉橋保育所	倉橋町183-1	53-1222
明德保育所	倉橋町7531-1	56-0128
蒲刈保育所	蒲刈町田戸字志野辺2494-4	66-0140
安浦中央保育所	安浦町中央3-3-7	84-2250
安登保育所	安浦町安登西5-7-20	84-4225

■ 公立小規模保育事業所

施設名称	所在地	電話番号
ゆたか保育所	豊町大長字中大浦4783	66-3503

■ 幼保連携型認定こども園

施設名称	所在地	電話番号
呉第一こども園	三条4-11-2	21-4059
銀の鈴こども園	東中央1-5-2	21-2143
だいしん	吉浦中町1-9-18	31-1445
宮ヶ迫保育園	焼山宮ヶ迫1-1-3	33-1833

施設名称	所在地	電話番号
よしうら	吉浦東本町2-3-30	31-7561
焼山こぼと	押込西平町29-84	33-0706
かえでの森	焼山西3-19-14	同上
せいれんじ	伏原1-13-16	21-7611
仁方こども園	仁方西神町38-7	79-0606
天応めぐみ園	天応西条1-3-12	38-7744
川原石こども園	海岸4-1-13	21-2657
わかば幼稚園	仁方本町2-2-7	79-5292
明德幼稚園	海岸3-11-14	21-7585
しろはと	仁方棧橋通6-23	79-5541
昭和第2園ココロ	郷原町字林頭1995	70-3670
かがやき	川尻町久俊1-7-15	87-2199
スカウトランド ひまわり幼稚園	中央5-12-18	24-4004
呉あそか幼稚園	清水1-10-25	25-5671
花の木幼稚園	焼山中央3-17-23	33-5391
西方寺こども園	東中央2-8-5	23-5430
宝徳幼稚園	阿賀北7-20-15	71-8098
桜ヶ丘幼稚園	焼山桜ヶ丘2-6-28	33-0405
昭和保育園	栃原町字西谷667-2	33-2388
安浦幼稚園	安浦町内海北1-10-16	84-2282
明和保育園	焼山ひばりヶ丘町18-15	33-7274

■ 保育所型認定こども園

施設名称	所在地	電話番号
至心保育所	東中央3-1-5	25-2351
郷原保育所	郷原町1946	77-0304
名田保育園	広白岳1-3-8	71-8497
落走保育園	汐見町12-8	38-7751
みのり	吉浦中町2-8-28	31-1250



子育て・教育

■幼稚園型認定こども園

施設名称	所在地	電話番号
川尻光幼稚園	川尻町森2-5-32	87-2433
呉中央幼稚園	広古新開2-2-15	73-5255
昭和幼稚園	栃原町638-2	33-7820

■私立保育所

施設名称	所在地	電話番号
救世軍呉保育所	青山町1-4	21-4711
嶺南荘保育所	東畑2-2-18	24-8298
れいなんそう 乳児保育園	広大新開2-5-3	36-3488
平原保育園	平原町19-12	21-4685
後藤保育所	宮原5-9-5	21-7292
鍋保育所	警固屋4-1-11	28-0008
阿賀保育園	阿賀中央2-7-7	71-8711
横路保育所	広横路4-1-46	71-8197
徳風保育園	広本町3-15-24	73-7222
長浜東保育所	広長浜4-3-3	73-0100
乳児施設RUBY	広白石1-4-9	73-0322
呉聖園マリア園	和庄登町5-8	21-5487
臨海保育所	広小坪1-50-15	73-1000
焼山保育園	焼山東3-18-1	33-0090
鈴らん保育園	中央6-11-1	21-3845
ときわ保育園	広横路3-11-32	71-0924
つばめ	広古新開7-43-11	同上
警固屋みらい保育園	警固屋8-8-17	28-2112
みらい乳児保育園	本町8-1	32-2856
坪内保育園	船見町1-2	21-5427
原保育園	阿賀北3-1-8	71-8801
延崎保育園	阿賀南4-2-29	71-8802
くれよん保育園	広古新開2-2-15	73-1680
あゆみ保育園	中央3-12-17	23-5110
きらきら音戸保育園	音戸町波多見2-27-1	52-2610
なぎさ音戸保育園	音戸町高須2-1-9	51-2752

■私立地域型保育事業所

施設名称	所在地	電話番号
ニチイキッズ 南横路保育園	広横路1-8-32	76-3017
NKしんちゃんランド 広保育園	広本町3-19-25	76-4941

▶幼稚園

詳細は各園にお問い合わせください。

施設名称	所在地	電話番号
至心幼稚園	郷町4-25	21-2468
聖慈幼稚園	海岸3-5-41	21-6509
焼山フタバ幼稚園	焼山中央1-6-22	33-0787
焼山みどり幼稚園	焼山東1-19-17	33-9747
阿賀中央幼稚園	阿賀中央6-13-3	71-8071
善通寺幼稚園	広中新開2-2-10	71-7360
せんとく幼稚園	中通2-6-18	21-5726
とくふう幼稚園	広本町3-15-24	71-7616
ひかり幼稚園	上山田町2-28	21-7561
焼山こぼと幼稚園	押込西平町29-84	33-0706
山手幼稚園	山手1-2-6	21-3104
やよい幼稚園	広文化町1-52	71-7761



子育て・教育

▶ 児童館

問 子育て支援課 ☎25-3254

高校生以下の子どもを対象とし、健全な遊びを通して、子どもの生活安定と子どもの能力の発達を援助していく施設です。

開館時間 平日 12:30~17:00
土・日曜日 10:00~17:00

休館日 月曜日(祝日のときは翌日)、国民の祝日(こどもの日を除く)、年末年始

使用料 無料(ただし、材料費など別途負担の場合あり)

■ 児童館

施設名	所在地	電話番号
大坪谷児童館	阿賀北3-1-3	73-0223
二川児童館	三条1-14-9	21-2205
宮原児童館	宮原7-4-20	21-0505



子育て・教育

学校

問 学校教育課 ☎25-3453 FAX24-9807

▶ 就学の手続き

■ 新入学

12月下旬までに、「入学期日・指定学校通知書」を小学校新1年生には郵送で、中学校新1年生は小学校を通して交付します。通知書が届かない場合、就学が難しい場合は、学校教育課にお知らせください。

■ 国立・私立などの小中学校に入学する場合

「区域外就学等届書」に記入のうえ、「入学期日・指定学校通知書」と児童生徒の入学する学校が発行する「入学承諾書」を学校教育課に提出してください。

■ 転校

市内で転居する場合

- ①現在、通学している学校から「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を受け取ってください。
- ②市民窓口課または各市民センターで住所異動の手続きをするときに、新しく通学する学校の「入学通知書」を受け取ってください。
- ③「入学通知書」「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を、新しく通学する学校に提出してください。

市外に転出する場合

- ①現在、通学している学校から「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を受け取ってください。
- ②転出先の市町村窓口で住民登録の手続きをするときに「在学証明書」を提示し、新しく通学する学校の「入学通知書」を受け取ってください。
- ③「入学通知書」「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を、新しく通学する学校に提出してください。



■指定学校の変更

市内転居、市外からの転入または新入学の際に指定学校の変更を希望する場合は、「指定学校変更申立書」と必要書類を学校または学校教育課に提出してください。

許可基準

◎市内転居したが、引き続き今までの学校へ就学を希望する場合、学年末を限度に認められます。

添付書類 なし

◎保護者が共働きなどで留守家庭になるため、保護者または保護者に代わる者がいる場所に下校する場合、卒業するまで認められます。

添付書類 同居の保護者全員の勤務証明、保護承諾書

◎市内転居が当該年度中に確定しており、転居が学年途中となるため、その学年または学期のはじめから転居先の学区の学校へ就学を希望する場合認められます。

添付書類 建築確認申請書の写しまたは契約書の写しなど

◎指定されている学校よりも自宅から近い学校へ就学を希望する場合は、新入学、市内転居時、転入時の場合に限り、保護者の申し立てにより指定されている学校を変更できます。ただし、呉市立白岳小学校への変更は、教室が不足するため、兄弟が通学している新1年生のみが対象となります。

受付 ◎新1年生については、10月中

◎転居・転入については、転居・転入時から30日以内

添付書類 なし

■区域外就学

市外に転出したが、引き続き呉市内の今までの学校へ就学を希望する場合や、呉市外からの転入が年度中になるため、あらかじめ指定学校へ就学したい場合、「区域外就学許可申請書」と必要書類を学校教育課に提出してください。

許可基準

◎学年途中で市外に転出した場合、引き続き呉市内の今までの学校へ就学を希望する場合、学年末を限度に認められます。

添付書類 なし

◎呉市外からの住所異動が当該年度中に確定しており、転入が年度途中となるため、その学年または学期のはじめから、転入先の学区の学校へ就学を希望する場合認められます。

添付書類 住民票の写し(世帯全員)、建築確認申請書の写しまたは契約書の写しなど

■そのほか就学に関することは、学校教育課へお問い合わせください



■呉市立小・中学校通学区域

住所地による小・中学校の指定通学区域は、次のとおりです。

中学校名 電話番号	小学校名 電話番号	通学区域
仁方中 79-1177	仁方小 79-5040	仁方皆実町、仁方錦町、仁方西神町、仁方宮上町、仁方中筋町、仁方本町1～3丁目、仁方大歳町、仁方棧橋通、仁方町(819番地を除く)
広南中 71-7920	広南小 71-7965	広小坪1・2丁目、仁方町819番地、広末広2丁目、広黄幡町、広津久茂町、広長浜1～5丁目
白岳中 74-2121	白岳小 71-8094	広中町、広本町1・2丁目、広本町3丁目(1～4・8・9番)、広大新開1丁目・2丁目(1～6・10番)・3丁目(1～3番)、広駅前1・2丁目、広末広1丁目、広名田1・2丁目、広白岳1～6丁目、広白石1丁目(1番)・2丁目(1・7・8・13番)・4丁目(1・8・11～17番)、広両谷1丁目(1番)
広中央中 71-8524	広小 71-7667	広本町3丁目(5～7・10～22番)、広大新開2丁目(7～9・11～25番)・3丁目(4～7番)、広中新開1～3丁目、広杭本町、広吉松1・2丁目、広両谷1丁目(2～8番)・2・3丁目、広白石1丁目(2～8番)・2丁目(2～6・9～12番)・3丁目・4丁目(2～7・9・10・18番)
	三坂地小 71-7054	広弁天橋町、広三芦1・2丁目、広中迫町、広塩焼1・2丁目、広徳丸町、広町田1・2丁目、広石内1～4丁目、広町4913番地の1、広町山1237番地の26
郷原中 77-0014	郷原小 77-0018	郷原学びの丘1・2丁目、郷原野路の里1・2丁目、郷原町
横路中 71-7827	横路小 71-7837	広横路1～4丁目、広大広1・2丁目、広古新開1～9丁目、広文化町、広多賀谷1～4丁目、広町山25番地
阿賀中 71-3304	阿賀小 72-0033	阿賀北8・9丁目、阿賀中央1～9丁目、阿賀南1～9丁目
警固屋中 28-0914	警固屋小 28-0011	警固屋1丁目(4～16番)・警固屋2～9丁目、見晴1～3丁目、的場1～5丁目、昭和町(10・11番)
宮原中 21-1468	坪内小 21-3192	宮原8～13丁目、船見町、坪ノ内町、警固屋1丁目(1～3・17番)、昭和町(2～9番)
	宮原小 23-1881	宮原1～7丁目、神原町、室瀬町、青山町(5～11番)、幸町(6～9番)、昭和町(1番)
和庄中 21-6631	和庄小 23-6688	清水1～3丁目、八幡町、三和町、本町(1・2・16～22番)、和庄登町(1・2・10～18番)、和庄本町、本通1丁目(3～8番)・2丁目(3～9番)・3丁目(4～7番)、青山町(1～4番)、幸町(1～5番)
	本通小 21-0005	本通4～6丁目、本町(3～15番)、和庄登町(3～9・19～22番)、和庄1・2丁目、寺本町
	長迫小 22-3191	朝日町、本通7丁目、溝路町、長迫町、上長迫町、西鹿田1・2丁目、東鹿田町
東畑中 21-6210	原小 71-7756	阿賀北1～7丁目
	明立小 21-3396	本通8丁目、吾妻1・2丁目、平原町、上平原町、西畑町、東畑1・2丁目、上畑町、上山田町、伏原1～3丁目、望地町、西谷町
片山中 21-4995	荘山田小 21-3295	西辰川1・2丁目、南辰川町、東辰川町、長ノ木町、畝原町、東惣付町、西惣付町、中央5丁目、中央6丁目(4～7・12・13番)・7丁目、郷町、東中央1丁目(3～10番)・2～4丁目、下山田町、西中央5丁目、東片山町、西片山町、江原町、内神町、上内神町、二河町、上二河町
呉中央中 21-2828	呉中央小 21-2947	本通1丁目(1・2番)・2丁目(1・2番)・3丁目(1～3番)、中通1～4丁目、中央1～4丁目・6丁目(1～3・8～11番)、東中央1丁目(1・2・11・12番)、西中央1～4丁目、宝町、二河峡町、山手1・2丁目、東三津田町、西三津田町、東愛宕町、西愛宕町、三条3丁目(3～5・8～10番)・4丁目
両城中 21-4661	両城小 21-4866	三条1・2丁目・3丁目(1・2・6・7・11番)、両城1・2丁目、海岸1丁目・2丁目(1・2・9～14番)、東川原石町(1～5・15番)、築地町
	港町小 21-3015	東川原石町(6～14番)、西川原石町、海岸2丁目(3～8・15～17番)・3・4丁目、東塩屋町、西塩屋町、北塩屋町、新宮町、光町、若葉町、晴海町
吉浦中 31-7570	吉浦小 31-7042	吉浦池ノ浦町、吉浦潭鼓町、吉浦新町1・2丁目、吉浦東町、吉浦神賀町、吉浦新出町、吉浦東本町1～4丁目、吉浦中町1～3丁目、吉浦本町1～3丁目、吉浦松葉町、吉浦上城町、吉浦岩神町、吉浦西城町、吉浦宮花町、狩留賀町、瀬戸見町、吉浦町、弥生町、大山町、汐見町、梅木町、長谷町



子育て・教育

中学校名 電話番号	小学校名 電話番号	通学区域
天応中 38-7545	天応小 38-7584	天応塩谷町、天応南町、天応大浜1～3丁目、天応宮町、天応東久保1・2丁目、天応西条1～4丁目、天応伝十原町、天応福浦町、天応町
昭和中 33-0311	昭和中央小 33-0611	焼山政畝1～3丁目、焼山中央1丁目(1～5・16～25番)・3～6丁目、焼山東2～4丁目、焼山南1・2丁目、焼山三ツ石町、神山1～3丁目、苗代町、栃原町
	昭和南小 33-7473	焼山桜ヶ丘1～3丁目、焼山松ヶ丘1・2丁目、焼山西1丁目、焼山此原町、焼山ひばりヶ丘町
昭和中 33-9610	昭和西小 33-0414	焼山東1丁目、焼山中央1丁目(6～15番)・2丁目、焼山西2・3丁目、焼山北1丁目(1・2番)、焼山宮ヶ迫1・2丁目
	昭和北小 33-8910	焼山北1丁目(3～25番)・2・3丁目、焼山本庄1～5丁目、焼山泉ヶ丘1・2丁目、押込1～6丁目、押込西平町
川尻中 87-2072	川尻小 87-2170	川尻町小仁方1・2丁目、川尻町原山1～3丁目、川尻町森1～4丁目、川尻町西1～6丁目、川尻町久筋1～3丁目、川尻町久俊1～3丁目、川尻町東1～4丁目、川尻町小用1・2丁目、川尻町
音戸中 51-2731	音戸小 51-2712	音戸町坪井1～3丁目、音戸町引地1・2丁目、音戸町鱒浜1～3丁目、音戸町北隠渡1・2丁目、音戸町南隠渡1～4丁目、音戸町高須1～3丁目
	波多見小 51-2713	音戸町波多見1～11丁目、音戸町畑1～3丁目、音戸町有清1・2丁目、音戸町先奥1～3丁目
明徳中 56-0303	明徳小 56-0205	音戸町渡子1～3丁目、音戸町田原1～3丁目、音戸町早瀬1～3丁目、音戸町藤脇1～3丁目、倉橋町釣土田区・灘区・重生区・長谷区
倉橋中 53-0019	倉橋小 53-0011	倉橋町才の木区・松原区・上河内区・小林区・石原区・尾曾郷区・須川区・西宇土区・大向区・宇和木区・尾立区・室尾西区・室尾東区・海越区・大迫区・鹿老渡区・鹿島上区・鹿島中区・鹿島下区
蒲刈中 68-0020	蒲刈小 68-0019	下蒲刈町、蒲刈町
安浦中 84-5151	安浦小 84-2020	安浦町大字内海・大字下垣内・大字中畑・大字赤向坂、大字女子畑、大字三津口、安浦町中央1丁目～8丁目、安浦町中央北1・2丁目、安浦町内海北1～7丁目、安浦町内海南1～6丁目、安浦町三津口1～6丁目、安浦町水尻1・2丁目
	安登小 84-2264	安浦町大字原畑・大字内平・大字中切・大字安登、安浦町安登東1～6丁目、安浦町安登西1～10丁目、安浦町中央ハイツ
豊浜中 68-2009	豊小 66-2353	豊浜町、豊町
(25校)	(35校)	

※天応中および天応小は、令和5年4月1日より義務教育学校の天応学園となります。



子育て・教育

▶ 就学援助

問 学校教育課 ☎25-3453 FAX24-9807

呉市内に住所があり、呉市立の小・中学校に通学し、経済的な理由などにより就学困難な児童生徒の保護者の方に、学用品費や給食費などの援助を行っています。

なお、呉市に住所がある呉市立以外の小・中学校に通学する児童生徒も対象となります(一部援助の内容が異なります)。

主な認定理由

- ◎児童扶養手当の支給を受けている場合
- ◎経済的に困っている場合(市民税非課税を含む)

手続き

「就学援助費受給申請書」(学校や教育委員会学校教育課にあります)と証明書類(学生を除いた世帯全員の市・県民税の所得・課税証明書、児童扶養手当の証書の写しなど)を学校へ提出してください。

主な援助の内容

学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校病医療費、学校給食費

▶ 特別支援教育就学奨励費

特別支援学級に在籍、または通常の学級に在籍し、法令で定める障害の程度に該当する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学用品費などの経費の一部の援助を行っています。

▶ その他中学校・高等学校など

学校名	所在地	電話番号
中学校		
呉青山(私立)	青山町2-1	32-1721
高等学校		
呉(市立)	阿賀中央5-13-56	72-5577
広(県立)	広大新開3-6-44	72-6211
呉宮原(県立)	宮原3-1-1	21-9306
呉三津田(県立)	山手1-5-1	22-7788
音戸(県立)	音戸町北隠渡1-1-1	51-2235
呉昭和(県立)	焼山町山の神	33-9557
呉工業(県立)	阿賀北2-10-1	71-2177
呉商業(県立)	広古新開4-1-1	72-2525
呉港(私立)	広大新開3-3-4	71-9163
清水ヶ丘(私立)	青山町2-1	23-1520
東林館・呉分校(私立)	阿賀南6-4-28	76-5815
呉青山(私立)	青山町2-1	32-1721
特別支援学校		
呉南特別支援学校(県立)	阿賀中央5-13-71	71-8263
呉特別支援学校(県立)	焼山北3-22-1	33-0300

▶ 相談窓口

■青少年相談

学校教育や家庭教育など青少年問題について指導員がお受けします。

日時 月～金曜日(祝休日を除く)9:00～16:30

場所 青少年指導センター(文化振興課内)
もしもし相談電話 ☎24-8989



子育て・教育

